

2. 夜間就業時間ヲ十時間ニ短縮スルコト
3. 通勤取工(家賃補助)ノ家賃ヲ補助スルコト
4. 賄ノ支拂ニハ食券ヲ用ヒ料金一日男二十三  
 美女二十美ニ増額スルコト
5. 一月二日以内ノ欠勤アルモ其月皆勤ト見  
 做シ又三十分以内ノ遅刻ハ免除スルコト
6. 共済會ノ積立金ニ対シテハ會社ヨリ取工積  
 立金ト同額ノ補助ヲナスコト

又 熟年ノ為休業スルモノニハ日給ノ全額勤  
 務演習ノ為召集セラル、者ニハ日給ノ半額  
 ニ支給スルコト

8. 本協議ニ関シテハ取工ヲ絶對ニ解雇セサル  
 コト 且シ退勤者ニハ退勤手当ヲ給スルコト  
 9. 本協定ハ大正十二年八月廿六日ヨリ実施ス

ルコト

會社代表萩原外一名ハ右協定ヲ社長ニ呈示シタ